

答 申 書

1 審査会の結論

「ハートタウンはぼろ施設購入検証結果（委託契約、報告書、支出伝票）」について、羽幌町長（以下、「実施機関」という。）が平成 28 年 11 月 15 日付け羽総情号で行った公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

2 審査請求に至る経緯

（1）公開請求

審査請求人は平成 28 年 11 月 7 日、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条に基づき、実施機関に対し、「ハートタウンはぼろ施設購入検証結果（委託契約、報告書、支出伝票）」について公文書の公開請求を行った。

（2）本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を付して、本件決定を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、平成 28 年 11 月 18 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、審査請求を行った。

（4）審査請求の対象となった公文書

審査請求人からの審査請求書及び意見陳述の内容からも、審査請求の対象となる文書は次のとおりである。

- ・(株) コムズワーク社が作成した「ハートタウンはぼろ事業検証報告書」中、再委託先の「公認会計士からの合意された手続実施報告書」（以下、「本件対象文書」という。）

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- （1）実施機関が本件対象文書を非公開とした理由については、「手続き等の目的等を十分理解し、実施された手続等に合意した関係者のみに配布及び利用が制限される」との考え方が公認会計士協会より示されているからとしているが、何を指すのか理解しがたいものであり、非公開とすべき理由とはならないため、本件対象文書の公開を求めるとしている。
- （2）また、公認会計士法第 1 条の 3 においては「公表する」という言葉も定義づけられていると指摘している。

4 実施機関の説明要旨

実施機関における非公開理由の説明内容は、次のとおりである。

- (1) 公認会計士が行う業務は大きく分けて「保証業務」と「合意された手続業務」の2種類があり、その性質は異なるものであることから、各業務によってその取扱にも違いがある。「保証業務」は依頼者の要請により調査を実施し、その調査結果に一定の保証（責任）を提供し、結論を導き出し、依頼者に報告する。一方「合意された手続業務」においては調査内容・範囲を依頼者と公認会計士との間であらかじめ決定し、その結果については事実を以てして報告するものであり、結論の報告も保証（責任）の提供もしない。つまり、依頼者は公認会計士から報告された「合意された手続業務の結果」に基づいて、依頼者自らが結論を導くものとなっている。このように性質が異なることから、日本公認会計士協会からその報告書の利用については「公認会計士等が行う保証業務に関する研究報告」や「公認会計士協会専門業務実務指針」においても、「保証業務」と誤用・誤認されないように、手続の目的等を十分に理解し、合意した関係者のみに配布及び利用が制限されるとのルールが定められているとしている。
- (2) 本件対象文書の業務においては「保証業務」ではなく、「合意された手続」による報告書である。公認会計士協会の研究報告や実務指針に基づいて実施した「合意された手続」業務であるため、「合意された手続報告書」を公開した場合、作成した公認会計士の営業活動に不利益を及ぼし、名誉や社会的評判が不当に損なわれるおそれがあるとしている。
- (3) 再委託先である公認会計士が実施した「合意された手続報告書」においては商工観光課と委託先のコムズワーク（株）社の契約上においては、提出する義務はないが、コムズワーク（株）社及び公認会計士より必要であるだろうということで任意で提出された。再委託時には口頭で確認し、報告時には開示範囲を制限する旨の文書も添付されている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報や不存在の該当性について、事案の内容に即し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいふまでもない。

(2) 争点

本件は既に公開した(株)コムズワーク社が作成した「ハートタウンはぼろ事業検証報告書」中、再委託先の「公認会計士からの合意された手続実施報告書」を非公開としたことが争点となっている。実施機関及び公認会計士のいう「公認会計士が行う保証業務に関する研究報告」や「公認会計士専門業務実務指針」により、再委託先の「公認会計士からの合意された手続実施報告書」の開示範囲は羽幌町及び羽幌町議会の関係者とし、町民や報道関係者等の不特定多数への公開は制限している。当審査会においても、「公認会計士が行う保証業務に関する研究報告」「公認会計士専門業務実務指針」等の公認会計士協会のルール、本件の発端となった「ハートタウンはぼろ事業検証業務」の契約内容、公認会計士法にも触れ、審査を実施した。

(3) 非公開決定事由の妥当性

ア 第6条第1項第3号アについて

本号は、法人等又は事業を営む個人の企業活動上の利益を原則として保護し、その自由な事業活動を保障しようとする趣旨で、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利や競争上の地位を損ない、又は正当な利益を損なうと認められる情報を非公開情報として定めたものである。

当審査会では本件対象文書に係る契約内容についても確認した。(株)コムズワーク社の契約の仕様は(株)ハートタウンはぼろが経営破たんに至った経緯の分析、同社の会計処理の適否の検証、報告書作成としている。会計処理の適否の検証については公認会計士に再委託をすることを実施機関は承認しており、再委託の業務内容についても、①「各期財務諸表において開示されている各期の資産、負債、純資産及び損益について、異常点がないか確認すること」、②「会社の経営陣が、各期財務諸表の決算方針として検討した事項を確認すること」、と委託先の(株)コムズワーク社とも確認の上定めている。契約書類には公認会計士が一定の保証(責任)を提供する「保証業務」までの求めはなく、当然に委託先の(株)コムズワーク社及び再委託先の公認会計士も「保証業務」という認識はない。本件対象文書は公認会計士が実施する「保証業務」と誤用・誤認されぬよう公認会計士協会の研究報告・実務指針により示されているルールに基づいて行った「合意された手続業務報告書」であり、公開することにより、所属する公認会計士協会のルールに反することになりえる。他の公認会計士事務所においても「保証業務」と「合意された手続業務」は明確に区別されており、業界内では通常のことのようである。これらのことから、当該公認会計士の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ(公認会計士の名誉、社会的評判が不当に損なわれる)があるとし、羽幌町情報公開条例第6条第1項第3号アに該当すると判断する。

イ 第6条第1項第3号イについて

本号は実施機関から要請を受けて、公表しないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人において通例として公表しないこととされているものやその他当該公表しない条件の約定が合理的であるとみとめられるものを非公開情報として定めたものである。

実施機関の説明や契約内容を確認しても、再委託先の公認会計士が実施した会計処理の部分については、実施機関への報告書等の提出の義務はない。再委託先の公認会計士が実施した合意された手続実施報告書（会計処理の事実関係）を委託先である（株）コムズワーク社に報告し、分析・検証については報告を受けた（株）コムズワーク社が実施し、実施機関へ報告書を提出している。しかし、契約上に記載はないものの、必要であろうということで羽幌町及び羽幌町議会の関係者のみという条件の下、公認会計士の会計処理の部分についての報告書「合意された手続実施報告書」も任意提供されている。

「合意された手続報告書」の開示範囲については、羽幌町及び羽幌町議会の関係者のみとしているが、委託先であるコムズワーク（株）社と再委託先である公認会計士と実施機関との3者間での約束ということはいうまでもない。このような不開示条件付任意提供情報は、「行政機関の要請を受けて」提供されたことが要件とされており、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けず法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた情報は含まれる。「公にしない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろん、第三者に対して当該情報を提供しないことを意味する。特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

「条件」という文言を用いているが、その趣旨は「約束」であり、法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、行政機関が当該条件を了解していることが必要である。「条件」には、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合や、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないで欲しいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。本号に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人の慣行ではなく、当該法人等又は事業を営む個人が属する業界、業種の通常の慣行に照らすなどして客観的に判断する必要がある。

本件対象文書（「合意された手続実施報告書」）は前述したとおり、公認会計士協会のルールに基づき実施され、開示範囲を羽幌町及び羽幌町議会の関係者のみと3者間において約束していることから、公開されるとなると、3者間の信頼関係が損なわれるおそれも否めず、今後の当該法人の協力や情報収集活動に支障をきたすおそれもある。よって羽幌町情報公開条例第6条第1項第3号イにも該当すると判断する。

しかし、公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公

にされている場合は、本号には該当しないため別表に掲げる部分については公開すべきと判断する。

ウ 公認会計士法第1条の3について

公認会計士法第1条の3において「公表する」という言葉の定義が示されていると審査請求人が主張している。公認会計士法で「公表する」という表現が使われるのは外国監査法人等に対する指示等、廃業等の届出、監査及び証明を受けた旨の公表の禁止、という項のみであり、公認会計士が自分の行った業務について公表するという規定は存在しない。

(4) その他

条例で規定する当審査会の権限は、公開請求に対し実施機関が行った非公開（一部公開を含む）決定や不存在などの決定処分が妥当であるかどうかを審査することを本務としており、実施機関の事務の適否や対応を判断する機関ではない。

6 結論

以上のとおりであるから、本審査請求に対して当審査会は、1の審査会の結論のとおり答申するものとする。

7 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後藤 英文

職務代理者 品野 万亀弥

委 員 足達 由香、村上 隆宏、松森 二美子

別表

公開すべきと判断する文書	公開すべきと判断する理由
本件対象文書「合意された手続実施結果報告書」中「(別紙1)表1 当期純利益への影響(法人税申告書、決算書より)」	既に公開されている(株)コムズワーク社が作成した報告書にも同表の記載があるため
本件対象文書「合意された手続実施結果報告書」中「合意された手続結果報告書」の取扱いについて	一般的に公開されている公認会計士協会のルール・取扱いについての記載のため

答申に至る経過

年月日	経過
平成28年12月15日	諮問受理
平成29年1月24日	審議
平成29年2月17日	審査請求人及び処分庁の意見陳述 審議
平成29年3月28日	審議
平成29年4月27日	審議
平成29年4月28日	答申